

令和 5 年度

第 8 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和5年10月13日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第8回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	18件
議案第2号 農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について	2件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第5号 千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	21件

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	18件
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	31件
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について	11件
報告第5号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第7号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	7件

<出席委員> (17名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	6番	小島英男
7番	横山清亮	8番	槇本泉
9番	佐々木貴史	10番	秋葉重雄
11番	大塚秀行	12番	脇田章子
13番	清宮惠理子	14番	小林直樹
15番	市原律子	16番	高橋芳和
17番	齊藤憲次		

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	中田照子
次長補佐	齊藤聰子	農地活用班長	佐々木聰子
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	森末豪		

	開 会 （ 午前10時02分 ）
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまより、令和5年度第8回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 8番 橋本 泉 委員 議席番号 9番 佐々木 貴史 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、説明願います。</p>
事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区幕張町5丁目に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります東京都中央区に本店の所在する法人が所有する花見川区武石町1丁目の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ブルーベリーを予定しております。</p> <p>面接した権利者によりますと、当該法人は半年ほど前から君津市の借地にてブルーベリーの栽培を行っており、今後も、他のブルーベリー農園経営者から随時指導を受けながら営農することです。</p> <p>また、今後、労働力を確保し、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。</p> <p>次に、第2項です。</p> <p>本案件は、第9項まで権利者が同一ですので、一括してご説明します。</p> <p>お手元の資料7ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務</p>

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>者であります花見川区幕張町4丁目に在住の方他7名が所有する同区幕張町3丁目および武石町1丁目の農地を、経営規模拡大のため、賃借権又は使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、レタス、キャベツ、ネギ、ブロッコリーを予定しております。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>第10項です。</p> <p>お手元の資料8ページから9ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります美浜区真砂2丁目に在住の方が、義務者であります花見川区瑞穂2丁目に在住の方が所有する同区長作町の農地を、新規就農のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、トマト、キュウリ、トウモロコシを予定しております。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>第11項です。</p> <p>お手元の資料10ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区都賀の台4丁目に在住の方が、義務者であります花見川区朝日ヶ丘2丁目に在住の方他1名が所有する同区畠町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後に、軽微な農地改良を実施した後、ネギ、小松菜、ほうれん草の栽培を予定しております。</p> <p>次に、第12項です。</p> <p>お手元の資料11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区犢橋町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、さつま芋、すいか、キュウリ、トマトを予定しております。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>第13項です。</p> <p>本案件は、第14項と権利者が同一ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料は12ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区坂月町に在住の方が、義務者であります四街道市みそら1丁目に在住の方他1名が所有する若葉区小倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、さつま芋、落花生を予定しております。</p>
-------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>次に、第15項です。</p> <p>本案件は、第16項と権利者が同一ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料は13ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区谷当町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同町の農地を、生産向上および経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、落花生、さといもを予定しております。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>第17項です。</p> <p>お手元の資料は14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、そばを予定しております。</p> <p>次に第18項です。</p> <p>お手元の資料は15ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区和泉町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手願います。</p> <p>第1項について、義務者は建設会社です。農地所有適格法人でなければ農地を取得することはできないはずですが、義務者は、どのような経緯で農地を所有するに至ったのでしょうか。</p> <p>義務者は、申請土地を時効取得しており、相続における場合と同様</p>
議長 (長谷部会長)	
橋本委員	
事務局	

事務局	に、農地法上の許可は不要です。
橋本委員	どういった場合に時効取得が認められるのでしょうか。
事務局	所有の意思をもって20年占有を継続した場合に、時効の援用をすれば、所有権を取得することができると聞いております。
橋本委員	それは民法の時効取得ですね。分かりました。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、説明願います。
事前審査第1班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案第2号の申請地は、関東信越国税局の公売対象物件として、令和5年10月23日から11月1日に入札が行われる農地です。 この入札参加者は、農地法の規定による許可の見込みがあるという、買受適格証明書の交付を受けている必要があります。 また、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第3条の許可申請がされた場合、買受適格証明書の交付時と申請内容が異なっていなければ、速やかに許可指令書を交付することになります。 従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。 それでは、申請内容についてご説明いたします。 議案書10ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料16ページから17ページをご参照ください。 本案件は、申請者であります東京都文京区に在住の方が、公売物件であります緑区大木戸町の農地を、経営規模拡大のため入札に参加しようとするものです。

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>申請地の取得後の作目は、さといもを予定しております。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料16ページと18ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請者であります緑区誉田町1丁目に在住の方が、公売物件であります緑区大木戸町の農地を、経営規模拡大のため入札に参加しようとするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、とうもろこしを予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当と意見決定しました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手願います。</p>
横山委員	第1項、第2項は、同一の土地に係る公売に際して、複数の方が応札に向けて申請した案件という理解でよろしいでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。
橋本委員	最低入札価格はいかほどでしょうか。
事務局	入札に当たっての見積もり評価額は7万5千円です。
清宮委員	第1項について、申請者は、3,000平方メートルの畠で営農しているとのことですが、どこの畠でしょうか。
事務局	本年7月に、茨城県鹿嶋市で賃借した畠です。
清宮委員	<p>営農計画書に、申請土地選定理由として「県内で比較的耕作しやすいから」との記載がありますが、住まいが都内、現営農地が茨城県で、なぜ千葉県で探すことにしたのでしょうか。</p> <p>また、買い受けようとする畠は803平方メートルと小規模であり、</p>

清宮委員	当該地における耕作だけのために通作距離53キロメートルという遠方からわざわざ通うというのは現実的ではないと思いますが、きちんと耕作できるのでしょうか。
事務局	<p>申請者は、流山市に所在の太陽光発電施設開発会社の経営者であり、緑区に同社の業務現場があることから、頻繁に本市に来る機会があるとのことで、土木工事を行うため重機も所有しています。</p> <p>営農については、八街市の農業委員である農業者から指導を受けながら、繁忙期には、経営する会社の社員を動員して作業に当たることです。</p> <p>なお、対象農地は農地種別が1種で、原則農地転用はできませんので、恒久転用目的の取得は認められません。</p>
清宮委員	農地法施行規則の改正により、農地法第3条の申請書に国籍を記載するものとされたと思いますが、議案書には記載しないのでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり、本年9月より、農地法第3条の申請様式が変更され、国籍についても記載するものとされました。ただ、国籍は審査要件ではなく、あくまで国が、外国籍の方の所有農地面積を把握することが目的であることから、議案書には記載しておりません。
清宮委員	議案書への記載については、事務局の判断に委ねますが、農業委員として知っておいても良い情報だと思います。
橋本委員	水路の溝掃除や草刈りといった地域の活動に参加しないなど、地域調和要件を満たさないと思われる外国人就農者が散見される現状にあり、農業委員が当該者に指導にあたる事態も想定されることから、国籍情報の提供は有用であると思います。
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、買受適格証明書の交付については、承認とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	———— 挙 手 ———

議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第2号は承認とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、説明願います。</p>
事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>お手元の資料19ページから21ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、貸車両置場用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北ICから東に約700メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に特別支援学校と病院があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し土砂等の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しております、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手願います。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号については、千葉県農業会議諮問案件ですので、諮問に対する意見が許可相当であれば許可、不許可相当であれば次回総会で再度検討することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場

—— 挙 手 ——

議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、説明願います。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第4号ですが、第1項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料22ページから25ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、京成実籾駅から東に約900メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽を設置し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>本案件は、第5項までと一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料26ページから29ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、</p>
---------------	---

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>第6項です。</p> <p>お手元の資料は30ページから33ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立越智小学校から南西に約300メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>第7項です。</p> <p>お手元の資料34ページから37ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、JR土気駅から西に約1.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスおよび土堰堤を設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に、第8項です。</p> <p>本案件は、第9項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料38ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北ICから東に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水は雨水浸透枠を設置し処理します。</p>
-------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しております、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手願います。
清宮委員	第7項について、金融機関が発行した、権利者の取引に係る残高証明書に記載のある証書貸付とはどういったものなのでしょうか。
事務局	借入です。
清宮委員	すでに借入金が約7億9千万円あるということになり、さらに本件事業に4,851万3千円を要するわけですが、権利者の資力に問題はないのでしょうか。
事務局	必要な資力を有するかについては、国が定める事務処理要領に基づいて預金残高証明書により確認することとしており、預金残高が所要金額を上回っていれば、資力に問題はないものと判断しています。
清宮委員	借入金については、金融機関がその返済について相応の審査を行った上で貸し付けたものであるため、資力の審査においては考慮しないということでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第4号について、第1項及び第2項の千葉県農業会議諮問案件については、諮問に対する意見が許可相当であれば許可、不許可相当であれば次回総会で再度検討することとし、第3項から第9項については許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	―― 挙 手 ――

議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第8項から第20項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第8項から第20項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、退室願います。</p> <p style="text-align: center;">———— 関係委員退室 ———</p>
議場 議長 (長谷部会長)	<p>それでは初めに、第8項から第20項について、事前審査第1班班長、説明願います。</p>
事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたもので、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>第8項から26ページの第20項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区東山科町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方、他12名が所有する同町、同区五十土町、佐和町、川井町、大広町、高根町の畠20筆、合計面積41,677平方メートルに使用貸借権又は賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参、サツマイモ、落花生」です。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願ひします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、举手願います。
議場	———— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第8項から第20項については、原案どおり決定といたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	———— 関係委員入室 ——
議長 (長谷部会長)	それでは次に、第1項から第7項及び第21項について、事前審査第1班班長、説明願います。
事前審査第1班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の17ページをご覧ください。 第1項は、若葉区更科町在住の方が所有する同町の畠4筆、合計面積2,364平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「ネギ、キャベツ」です。 第2項は、若葉区富田町在住の農家の方が、同区中田町在住の方が所有する同区富田町の畠1筆、面積2,009平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、自ら営む酪農に供する「飼料用作物」です。 次に18ページをご覧ください。 第3項、第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。 花見川区畠町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他1名が所有する同町の畠7筆、合計面積8,334平方メートルに賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は5年又は10年、権利者の作付品目は「小松菜、ほうれん草、ネギ」です。 次に19ページをご覧ください。 第5項、第6項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区大椎町在住の農家の方が、同区越智町在住の方、他1名が所有す

事前審査第1班 (齊藤班長)	<p>る同町、同区板倉町の畠10筆、合計面積8,318平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参、ショウガ、落花生」です。</p> <p>次に20ページをご覧ください。</p> <p>第7項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>第7項は、緑区高田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畠1筆、面積3,963平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「人参、小松菜」です。</p> <p>次に27、28ページをご覧ください。あわせて、資料の39ページをご覧ください。</p> <p>第21項は、緑区小山町在住の新規就農希望者が、同町在住の方が所有する同町、同区小食土町、板倉町の畠19筆、田5筆、合計面積18,011平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻、ブルーベリー、花卉」などです。</p> <p>権利者は、花卉類の種苗生産・販売会社に勤めた後、令和3年4月から農家である実家にて野菜・果樹等の栽培に従事し、農業経営に係る技術・知識を習得しました。</p> <p>本年6月には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところです。</p> <p>売り先については、主に直売所を予定しています。</p> <p>第1項から第21項の合計面積は、84,676平方メートルです。</p> <p>全項について、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>議案第5号についての説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>第21項について、権利者の営農計画を審査するため、就農準備会を開催したことですが、権利者は、農業次世代人材投資資金の活用を希望しているのでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。農地中間管理事業による営農地の貸借が、同事</p>
議長 (長谷部会長)	
橋本委員	
事務局	

事務局	業の交付要件とされていることから、権利者の親族である義務者から、農地中間管理機構を介して使用貸借するものです。
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	———— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第5号については、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、1件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので33ページまでに18件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の34ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の38ページまでに31件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完</p>

事務局	<p>備しておりますので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の39ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、議案書の41ページまでに11件ございました。添付書類も含め完備しておりますので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の42ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が、当該許可処分の取消を受けようとするもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりますので、取消許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の43ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、17件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の44ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、7件ございました。内容につきましては、9月の総会で審議されたもので、9月15日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願ひいたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第8回千葉市農業委員会総会を閉会い</p>

議長 (長谷部会長)	<p>たします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。</p>
	閉　　会　(午前11時00分)